

災害時における緊急避難場所としての使用に関する協定書

災害時における緊急避難場所としての指定及び使用に関し、旭川市（以下「甲」という。）とトーエー企業株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、旭川市内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、乙の協力を得て乙の所有する施設の一部を緊急避難場所として指定し使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（指定緊急避難場所の指定、周知）

第2条 甲は、この協定による施設を指定緊急避難場所として市民に周知する。

（使用施設及び使用範囲）

第3条 乙は、パーラートーエー神楽店立体駐車場を公共福祉の立場から緊急避難場所として市民に使用させるものとする。ただし、施設が被災した場合は、この限りでない。

（施設変更の報告）

第4条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じるとき又は施設の使用が不可能となるときは、甲に連絡するものとする。

（開設の要請）

第5条 甲は、前条に基づき緊急避難場所として開設しようとするときは、乙に対しその旨を口頭により要請するものとし、後日、緊急避難場所開設要請書（様式第1号）を送付するものとする。

（避難者の誘導）

第6条 乙は、可能な限り、避難者に対し施設内への安全な誘導に努めるものとする。

（緊急避難場所の管理）

第7条 緊急避難場所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 緊急避難場所の管理運営について、乙は、甲に協力するものとする。

(開設期間及び費用負担)

第8条 緊急避難場所としての使用期間は開設した日から3日以内とし、その間の費用は無償とする。ただし、甲は、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、乙に緊急避難場所使用許可期間延長申請書（様式第2号）により、期間の延長を申請するものとし、その管理費用については甲の負担とし、費用負担額は甲、乙協議の上定めるものとする

(緊急避難所閉鎖への努力)

第9条 甲は、乙が早期に業務を再開できるよう配慮するとともに、当該緊急避難場所の早期閉鎖に努めるものとする。

(緊急避難場所の閉鎖)

第10条 甲は、乙が管理する施設において緊急避難場所としての使用を終了する場合は、乙に緊急避難場所使用終了届（様式第3号）を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けるものとする。

(変更及び廃止)

第11条 乙は、当該施設の名称又は位置を変更したときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

(連絡責任者)

第12条 甲及び乙は、協力要請等を円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定め、相手方に通知するものとし、変更ある場合においても同様とする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から効力を発し、甲又は乙から文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(雑則)

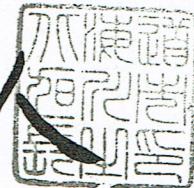
第14条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に定める。この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各1通を保有する。

平成26年2月6日

甲 旭川市

旭川市長

西川 将人



乙 旭川市神楽5条9丁目2番7号

トーエー企業株式会社

代表取締役社長

金哲一

